

将来、岐阜県にUターンし、岐阜県で活躍する意思のある方に奨学金を貸与します！

大学等卒業後、岐阜県内に居住し、県内企業等で就業した場合、**奨学金全額の返還が免除されます。**

「清流の国ぎふ大学生等奨学金」の概要

| | |
|--------|---|
| 貸与金額 | 月額 30,000円 (年額 360,000円) |
| 貸与対象 | 県内の高等学校等を卒業し、県外に住所を有し、かつ、県外の(※)大学等に在学していること。 (※)「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校(第4,5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)のことです。 |
| 貸与期間 | 貸与の決定通知を受けた者が在学している大学等を卒業する日の属する月までの間(正規の修業年限を上限とする) |
| 募集人数 | 120名 |
| 募集期間 | 平成29年4月13日(木)～6月9日(金)【必着】 |
| 返還免除条件 | 次の要件を全て満たした場合は、奨学金の返還を全額免除します。 ① 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に県内に住所を有し、引き続き5年間県内に居住すること。 ② 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に県内で就業し、引き続き5年間就業していること。 |

奨学金返還免除までの流れ(大学4年間奨学金の貸与を受けた場合)

| | | | |
|----------------------|------------------|---------------------|------|
| 県外居住し、県外の大学に在学中(4年間) | 卒業した月の翌月から6月以内 | 5年間 | 返還免除 |
| 奨学金の貸与総額 1,440,000円 | 県内に住所を有し、県内で就業する | 引き続き、県内に居住し、県内で就業する | |

※上記返還免除条件を満たすことができなくなった場合、奨学金を返還していただきます。

■制度の詳細及び応募方法等は、岐阜県庁ホームページをご覧ください。

岐阜県 清流の国ぎふ大学生等奨学金

検索

【お問い合わせ先】



| | |
|-----|--|
| 担当課 | 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課 移住定住まちづくり室移住定住係 |
| 電話 | 058-272-8078 |
| FAX | 058-278-2562 |
| メール | c11122@pref.gifu.lg.jp |